

新型コロナウイルス感染症に係る状況対応一覧表

(1) 保育施設等における新型コロナウイルス感染症

対象者及び症状	対 応	登園の目安
◆ 園児本人が PCR 検査陽性	◆ 登園停止 ◆ 臨時休園	◆ 治癒し、医師の指示及び保健所の許可
◆ 園児本人が濃厚接触者 ◆ 家族が PCR 検査陽性	◆ 登園停止 濃厚接触者として 2 週間の健康観察を要するため登園を自粛すること	◆ 保健所の許可 ※本人の PCR 検査結果が陰性の場合、保健所と相談の上、登園自粛期間を短縮することができる。
◆ 園児本人に発熱等の風邪症状がある場合	◆ 登園自粛（自宅療養） ◆ 医療機関受診・相談 ※呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園を控えること。	◆ 解熱後 24 時間経過（解熱剤を使用せずに） ◆ 症状消失 ※医師の指示がある場合はそれに従う
◆ 園児本人が PCR 検査を受けている	◆ PCR 検査結果が出るまでは、 登園自粛	◆ 検査結果が陰性と判定
◆ 同居の家族が濃厚接触者と診断された	◆ 登園自粛 ◆ 保健所の指示を仰ぐ	◆ 同居家族の自粛期間終了後 ◆ 同居家族が PCR 検査が陰性であり、園児本人に症状がないこと
◆ 同居の家族に発熱等の風邪症状がある	◆ 家庭保育が望ましい※ 1	◆ 園と保護者で密に連絡を取ること ※風邪症状がある、濃厚接触者、帰国・入国者の保育園等の送迎は不可
◆ 海外から園児本人が帰国・入国	◆ 国・地域を問わず登園自粛 ※検疫時に受けた PCR 検査が陰性であっても、帰国後 2 週間は自宅待機	※風邪症状がある、濃厚接触者、帰国・入国者の保育園等の送迎は不可

※1 子どもの感染の多くは家庭内での感染とされています。保育施設での感染を防ぐために家族に発熱等がある場合は、登園を控えることも重要です。

(2) 保育施設等における臨時休園の判断基準について

対 象 者	対 応
園児本人及び職員が陽性となった場合	
保健所による行動調査 実施前	
① 園児本人・職員が陽性の場合	全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで 園全体を一時休園
② 園児本人の同居の家族が陽性の場合	当該子どもは濃厚接触者となるため 登園停止
保健所による行動調査 終了後	
① 園児本人・職員が陽性の場合	◆ 行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定 ◆ 濃厚接触者の登園及び出勤停止 ◆ 園の消毒 ◆ 保健所の助言により、市が 全部休園または一部休園等 について決定
② 同居家族が陽性の場合	◆ 行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定 ◆ 当該者の 登園及び出勤の停止 ◆ 園の消毒
園児本人及び職員が濃厚接触者となった場合	
① 園児本人・職員・同居の家族が濃厚接触者の場合	◆ 登園・出勤・送迎を停止
在園児及び職員が PCR 検査受診の期間中	
園児本人・職員・同居の家族が受診中の場合	◆ 診断が確定するまでは通常どおり保育施設を開所 ◆ PCR 受診者は診断が確定するまでは、 登園・出勤・送迎を停止

※行動調査とは、関係者が PCR 検査で陽性になった場合、園児・職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が園訪問するなどにより行う調査です。